

**令和2年第3回泉南市議会臨時会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

議 案 一 覧 表

(令和2年11月27日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	1	泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議 案	2	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議 案	3	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9

議案第 1 号

泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

令和 2 年の人事院勧告を踏まえ、泉南市議会議員に対して支給する期末手当の支給率について改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年泉南市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の210」に改める。

第2条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の210」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 2 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

令和 2 年の人事院勧告を踏まえ、特別職の職員に対して支給する期末手当の支給率について改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年泉南市条例第37号）の一部を次のように改正する。
第7条第2項中「100分の207.5」を「100分の202.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

議案第 3 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

令和 2 年の人事院勧告を踏まえ、本市一般職の期末手当の支給率について所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項各号中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項各号中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）
- 2 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年泉南市条例第18号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

